

第126回 藤沢市都市計画審議会

議案書

〈 目 次 〉

議第1号 藤沢都市計画地区計画の決定(藤沢市決定)	1 ~ 6
湘南ライフタウン センター地区地区計画	
議第2号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更(藤沢市決定).....	7 ~ 26
議第3号 藤沢都市計画ごみ処理場の変更(藤沢市決定).....	27 ~ 30

日 時:2009年(平成21年)11月11日(水)午後2時開会

場 所:藤沢市総合防災センター 6階 第1会議室

議第1号

藤沢都市計画地区計画の決定（藤沢市決定）

（湘南ライフタウン センター地区地区計画）

計 画 書

藤沢都市計画地区計画の決定（藤沢市決定）

都市計画 湘南ライフタウン センター地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	湘南ライフタウン センター地区地区計画
	位 置	藤沢市 大庭字二番構地内
	面 積	約4.4ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、湘南ライフタウンの中心に位置し、周辺はニュータウン開発により計画的な市街地環境の整備が行われた地区である。</p> <p>周囲には中央けやき通りに沿って、市民センター、図書館、保健医療センター等の公共公益施設が集積しており、地区の存する湘南大庭地区のコミュニティ拠点として位置付けられている。また、公園や史跡等による良好な自然環境と住宅地としての生活環境の調和が図られつつある。</p> <p>そこで、本地区計画は、湘南大庭地区の高齢化に対応し、みどり豊かな地域の自然環境を生かし、地域の人たちがいきいきとまた安心して暮らせる良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、高齢社会に対応した福祉機能、良質な居住機能の整備を主体とする。また、地域の人々が交流するコミュニティに貢献する機能の誘導を図ることとしており、周辺の公共公益施設と一体となった土地利用を行うものとする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区を東西に貫通する歩行者用通路を整備し、地域の歩行者交通の機能強化を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>周辺との土地利用及び景観の調和を図るため、建築物の整備方針を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺環境に配慮した良好なまちなみを創出するために、居住機能に供する中高層の建築物は適度に分節した配置とする。 2 地区内に地域交流を促進する施設を配置する。 3 建築物等の用途の制限、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等の必要な基準を設ける。 4 屋根、外壁等の色彩は、良好な住宅市街地にふさわしいものとする。
	緑化の方針	<p>地区の中央部及び外周部において緑化を行い、周辺の自然環境と調和した潤いある住宅市街地の形成を実現する。</p> <p>地区内に地域交流を促進する自然と触れ合う場を形成する。</p>

地区施設の配置及び規模		その他の公共空地	歩行者用通路	幅員3m、延長約200m		
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
	地区の面積	約0.8ha	約1.8ha	約0.2ha	約1.6ha	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車車庫（附属車庫を除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 病院 (7) 自動車車庫（附属車庫を除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅（住宅で診療所の用途を兼ねるものを除く。） (2) 共同住宅、下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 病院 (7) 自動車車庫（附属車庫を除く。）		
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えてはならない。ただし、自転車車庫、歩廊、渡り廊下その他これらに類するものについては、この限りではない。				
	建築物の高さの最高限度	建築物は、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項に規定するものとし、かつ、T.P.+26.0m以下とする。）から次に掲げる高さ以下とする。		建築物は、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項に規定するものとし、かつ、T.P.+29.0m以下とする。）から次に掲げる高さ以下とする。		
		35m		15m		35m
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩、設備等は、原色や彩度の高い色彩を避け、周囲との調和のとれた、落ち着いたものとする。				
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な高さ2.0メートル以下のフェンスとする。ただし、フェンス等の基礎で高さが0.6メートル以下のもの又は門柱その他これに類するもので長さ1.5メートル以内のものはこの限りではない。				
	緑化に関する事項	地区計画区域内の敷地面積の合計に対して20%以上の緑化を行い、良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率を次のとおり定める。				
	地区		緑化率			
	C地区		15.00%			
	それ以外の地区		20.25%			

理 由 書

本地区は、昭和48年から平成4年に「西部土地区画整理事業」により計画的な市街地環境の整備が進められた湘南ライフタウンの中心に位置しています。周囲に中央けやき通りに沿って市民センター、図書館、保健医療センター等の公共公益施設が集積しており、コミュニティ拠点として位置づけられているとともに、公園や史跡等による良好な自然環境と生活環境の調和が図られています。

本地区は、本市開発経営公社所有の土地を処分し、民間事業者による開発を行うものですが、事業者の公募にあたり土地利用の方針等について条件を付し、計画の内容に沿った地区計画を定めるものとしていました。

その後、開発業者より湘南ライフタウンの将来の高齢社会に対応するとともに、この緑豊かな地域の自然環境を生かし、良好な住宅市街地の形成及び地域コミュニティの創出を図ることを目的に、都市計画法第16条第3項に基づく「藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例」第5条の規定による関係権利者からの地区計画案の原案についての申出を受けたものです。

当該地区の用途の混在を 방지、住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、緑化率、かき又はさくの構造の制限等を内容とする地区計画を都市計画決定するものです。

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	藤沢市大庭字二番構地内
削除する部分	なし
変更する部分	なし

経 緯 書

湘南ライフタウン センター地区地区計画

今回の都市計画決定の経緯

平成 20 年 12 月 11 日 「藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく申出

平成 21 年 5 月 13 日 「藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく縦覧
～ 5 月 27 日

平成 21 年 5 月 13 日 「藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく意見
～ 6 月 3 日 書の受付

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約105.2ha	<p>下土棚字大持地内及び土棚字土棚地内において、箇所番号90の区域を変更</p> <p>土棚字土棚地内において、箇所番号91の区域を変更、箇所番号627を追加</p> <p>今田字古道地内において、箇所番号194の区域を拡大</p> <p>亀井野字不動上地内において、箇所番号198を廃止</p> <p>亀井野字土橋地内において、箇所番号201を廃止</p> <p>辻堂元町六丁目地内において、箇所番号444の区域を縮小</p> <p>川名字森久地内及び川名二丁目地内において、箇所番号480の区域を拡大</p> <p>本鵠沼五丁目地内において、箇所番号618及び箇所番号630を追加</p> <p>高倉字諏訪下地内において、箇所番号619を追加</p> <p>亀井野字狼谷地内において、箇所番号620を追加</p> <p>天神町二丁目地内において、箇所番号621を追加</p> <p>川名字森久地内において、箇所番号622を追加</p> <p>下土棚字谷戸地内において、箇所番号623を追加</p> <p>下土棚字渋谷ノ里地内において、箇所番号624及び625を追加</p> <p>長後字宿中分地内において、箇所番号626を追加</p> <p>今田字殿窪地内において、箇所番号628を追加</p> <p>羽鳥四丁目地内において、箇所番号629を追加</p> <p>藤が岡三丁目地内において、箇所番号631を追加</p> <p>湘南台一丁目地内において、箇所番号632を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

1 箇所番号 9 0

本生産緑地地区は、現在施行中の北部第二（三地区）土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地処分が行われ、その使用収益が開始されたことから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うものです。

2 箇所番号 9 1

本生産緑地地区は、現在施行中の北部第二（三地区）土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地処分が行われ、その使用収益が開始されたことから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うものです。

3 箇所番号 1 9 4

本生産緑地地区は、土地所有者から隣接する農地についての生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が既決定の生産緑地地区と一体となることにより、既決定の生産緑地地区の整形化が図られることにより、もって良好な都市環境の形成に資することから、区域の拡大の都市計画変更を行うものです。

4 箇所番号 1 9 8

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

5 箇所番号 2 0 1

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

6 箇所番号 4 4 4

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、所有する生産緑地地区のうち、一部での営農が困難となったため、営農が困難となった部分について買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、区域の縮小の都市計画変更を行うものです。

7 箇所番号 4 8 0

本生産緑地地区は、土地所有者から隣接する農地について生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が既決定の生産緑地地区と一体となることにより、既決定の生産緑地地区の整形化が図られることにより、もって良好な都市環境の形成に資することから、区域の拡大の都市計画変更を行うものです。

8 箇所番号 6 1 8

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

9 箇所番号 6 1 9

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 0 箇所番号 6 2 0

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 1 箇所番号 6 2 1

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 2 箇所番号 6 2 2

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 3 箇所番号 6 2 3

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 4 箇所番号 6 2 4

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 5 箇所番号 6 2 5

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、その立地や規模等から、街区公園に準じる緑地機能の補完及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新

たに追加するものです。

1 6 箇所番号 6 2 6

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 7 箇所番号 6 2 7

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 8 箇所番号 6 2 8

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

1 9 箇所番号 6 2 9

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

2 0 箇所番号 6 3 0

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

2 1 箇所番号 6 3 1

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

2 2 箇所番号 6 3 2

本農地は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地が防災上の観点からの災害に強い都市づくりの推進及び良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区として新たに追加するものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約105.2ha	565
旧	約103.6ha	552
増減	約1.6ha	13

都市計画策定の経緯

1 都市計画決定・変更年月日

- 1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積99.1ha 指定箇所数543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積102.5ha 指定箇所数565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日告示（市告第192号）
指定面積105.7ha 指定箇所数581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日告示（市告第216号）
指定面積108.4ha 指定箇所数593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日告示（市告第241号）
指定面積109.1ha 指定箇所数598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日告示（市告第228号）
指定面積108.1ha 指定箇所数589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日告示（市告第262号）
指定面積107.4ha 指定箇所数586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日告示（市告第250号）
指定面積106.8ha 指定箇所数580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日告示（市告第265号）
指定面積105.7ha 指定箇所数574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日告示（市告第221号）
指定面積103.8ha 指定箇所数563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日告示（市告第249号）
指定面積102.4ha 指定箇所数554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日告示（市告第251号）
指定面積101.9ha 指定箇所数550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日告示（市告第167号）
指定面積105.3ha 指定箇所数564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日告示（市告第279号）
指定面積104.9ha 指定箇所数561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日告示（市告第278号）
指定面積104.5ha 指定箇所数560箇所
- 2007年（平成19年）12月27日告示（市告第293号）
指定面積103.7ha 指定箇所数553箇所
- 2008年（平成20年）12月25日告示（市告第297号）
指定面積103.6ha 指定箇所数552箇所

都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし
- (3) 変更する部分 下土棚字大持、土棚字土棚、今田字古道、
亀井野字不動上、亀井野字土橋、辻堂元町六丁目、
川名字森久、川名二丁目、本鵜沼五丁目、
高倉字諏訪下、亀井野字狼谷、天神町二丁目、
下土棚字谷戸、下土棚字渋谷ノ里、長後字宿中分、
今田字殿窪、羽鳥四丁目、藤が岡三丁目
及び湘南台一丁目

生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画決定面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿地目	登記簿面積	仮換地面積	登記簿上の所有者名	指定申出者名	指定申出者の地区内農地に対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者以外の者の権利の種類及び氏名	備考					
90	2,020 m ² (2,400 m ²)	2,021 m ² (2,403 m ²)	藤沢市北部第二(三地区)区画 A6-1 (藤沢市下土棚字大持2082-1, 土棚字土棚784)	畑	2,403 m ²	2,021 m ²	A	A	所有権	なし		区域の変				
91	1,990 m ² (2,040 m ²)	1,989 m ² (2,037 m ²)	藤沢市北部第二(三地区)区画 A4-2 (藤沢市土棚字土棚801-1, 813)	畑	2,037 m ²	1,989 m ²	B	B	所有権	なし		区域の変				
194	3,690 m ² (3,380 m ²)	3,694 m ² (3,383 m ²)	藤沢市今田字古道734-1	畑	581 m ²		C	C	所有権	なし		拡大				
			藤沢市今田字古道735-1	畑	1,725 m ²		C	C	所有権	なし						
			藤沢市今田字古道736-1	畑	1,077 m ²		C	C	所有権	なし						
			藤沢市今田字古道737-6	山林	311 m ²		C	C	所有権	なし			追加指定申出			
198	0 m ² (1,000 m ²)	0 m ² (1,004 m ²)	藤沢市亀井野字不動上493	畑	1,004 m ²		D	E	所有権	なし	行為制限解除	廃止				
201	0 m ² (3,180 m ²)	0 m ² (3,176 m ²)	藤沢市亀井野字土橋381-1	畑	1,666 m ²		D	E	所有権	なし	行為制限解除	廃止				
			藤沢市亀井野字土橋380-1	畑	1,510 m ²						行為制限解除					
444	3,190 m ² (3,500 m ²)	3,185 m ² (3,533 m ²)	藤沢市辻堂元町六丁目4431-2	畑	3,185 m ²			F	G	所有権	なし		縮小			
			藤沢市辻堂元町六丁目4431-4	畑	348 m ²	F								G	所有権	なし
480	2,870 m ² (2,500 m ²)	2,867.47 m ² (2,495.47 m ²)	藤沢市川名字森久252-4	雑種地	9.47 m ²		H	I	所有権	抵当権 財務省		拡大				
			藤沢市川名字森久255-4	雑種地	537 m ²								H	I	所有権	抵当権 財務省
			藤沢市川名字森久256-3	雑種地	15 m ²								H	I	所有権	抵当権 財務省
			藤沢市川名二丁目280-9	雑種地	714 m ²								H	I	所有権	抵当権 財務省
			藤沢市川名二丁目280-7	雑種地	424 m ²								H	H, I	所有権	なし
			藤沢市川名二丁目280-10	雑種地	612 m ²								H	H, I	所有権	抵当権 財務省
			藤沢市川名字森久256-6	雑種地	184 m ²								H	H, I	所有権	抵当権 財務省
藤沢市川名二丁目280-16	雑種地	372 m ²	H	H	所有権	なし	追加指定申出									
618	720 m ² (- m ²)	718 m ² (- m ²)	藤沢市本鵜沼五丁目1102-1	畑	718 m ²		J	J	所有権	なし	追加指定申出	追加				
619	1,240 m ² (- m ²)	1,239 m ² (- m ²)	藤沢市高倉字諏訪下1543	田	674 m ²		K	K	所有権	なし	追加指定申出	追加				
			藤沢市高倉字諏訪下1544	田	565 m ²						K		K	所有権	なし	追加指定申出
620	2,020 m ² (- m ²)	2,021 m ² (- m ²)	藤沢市亀井野字狼谷865-15	山林	838 m ²			L	L	所有権	なし	追加指定申出	追加			
			藤沢市亀井野字狼谷868-1	山林	1,183 m ²	L						L		所有権	抵当権 財務省	追加指定申出
621	1,150 m ² (- m ²)	1,146 m ² (- m ²)	藤沢市天神町二丁目9-2	畑	569 m ²		M	M	所有権	なし	追加指定申出	追加				
			藤沢市天神町二丁目9-5	畑	577 m ²						M		M	所有権	なし	追加指定申出

生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画決定面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿地目	登記簿面積	仮換地面積	登記簿上の所有者名	指定申出者名	指定申出者の地区内農地に対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者以外の者の権利の種類及び氏名	備考	
											追加指定申出	追加
622	690 m ² (- m ²)	693 m ² (- m ²)	藤沢市川名字森久181-5	雑種地	666 m ²		H	H	所有権	なし	追加指定申出	追加
			藤沢市川名字森久181-14	雑種地	27 m ²		H	H	所有権	なし	追加指定申出	
623	2,030 m ² (- m ²)	2,031.05 m ² (- m ²)	藤沢市下土棚字谷戸263-3	畑	384 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	追加
			藤沢市下土棚字谷戸263-4	畑	1,004 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字谷戸263-5	畑	233 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字谷戸263-6	畑	233 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字谷戸326-9	宅地	177.05 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
624	1,300 m ² (- m ²)	1,295 m ² (- m ²)	藤沢市下土棚字渋谷ノ里1100-1	畑	807 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	追加
			藤沢市下土棚字渋谷ノ里1100-2	畑	238 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字渋谷ノ里1100-4	畑	250 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
625	1,020 m ² (- m ²)	1,016 m ² (- m ²)	藤沢市下土棚字渋谷ノ里1101-1	畑	704 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	追加
			藤沢市下土棚字渋谷ノ里1101-2	畑	272 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字渋谷ノ里1101-3	畑	26 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
			藤沢市下土棚字渋谷ノ里1101-4	畑	14 m ²		N	N	所有権	なし	追加指定申出	
626	890 m ² (- m ²)	892 m ² (- m ²)	藤沢市長後字宿中分831-1	山林	892 m ²		O	O	所有権	なし	追加指定申出	追加
627	940 m ² (- m ²)	943 m ² (- m ²)	藤沢市北部第二(三地区)区画 A2-13-1 (藤沢市土棚字土棚800-1, 815)	畑	916 m ²	606 m ²	B	B	所有権	なし	追加指定申出	追加
			藤沢市北部第二(三地区)区画 A2-12 (藤沢市土棚字土棚814(甲))	畑	991 m ²	337 m ²	B	B	所有権	なし	追加指定申出	追加
628	1,810 m ² (- m ²)	1,812 m ² (- m ²)	藤沢市今田字殿窪792-6	畑	1,812 m ²		P	P	所有権	なし	追加指定申出	追加

1
1
1
1
1
1
1
1
1



藤沢都市計画ごみ処理場の変更（藤沢市決定）

（1号藤沢粗大ごみ処理場）

藤沢都市計画ごみ処理場の変更(藤沢市決定)

都市計画ごみ処理場中1号藤沢粗大ごみ処理場を1号藤沢市リサイクルセンターに名称を改め、次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	藤沢市リサイクルセンター	藤沢市桐原町	約2.1ha	処理能力 132t/5h

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

藤沢粗大ごみ処理場は昭和52年8月31日、粗大ごみの処理処分体系を改善し、資源の再利用及び埋立処分地の効率化と環境の保全を行うため都市計画決定し、これまでその機能を担ってきました。しかし、竣工後30年を経て施設の老朽化が進むとともに、近年ごみ処理の広域化、容器包装リサイクル法の施行など、廃棄物行政の施策に対応する施設整備が必要となっています。

このことにより、藤沢粗大ごみ処理場を隣接する資源化施設と統合し、藤沢市域の大型ごみ、不燃ごみの破碎選別資源化を行う施設のほか、容器包装プラスチックやペットボトルなどの資源を選別し、資源化する施設の整備を行うこととなりました。

これに伴い、都市施設の名称を藤沢市リサイクルセンターへ変更するとともに、区域を拡大し、面積を約0.30haから約2.1haに変更するものです。

新 旧 対 照 表

	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	ごみ処理場名			
新	1	藤沢市リサイクルセンター	藤沢市桐原町	約2.1ha	処理能力 132t/5h
旧	1	藤沢粗大ごみ処理場	藤沢市桐原町	約0.30ha	処理能力 75t/5h

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	なし
削除する部分	なし
変更する部分	藤沢市桐原町地内

経 緯 書

藤沢都市計画ごみ処理場

都市計画決定（変更）の経緯

昭和 52 年 8 月 31 日 都市計画決定（市告第 27 号）

平成 3 年 11 月 22 日 都市計画変更（市告第 170 号）